

神戸薬科大学生涯研修認定薬剤師認定基準

神戸薬科大学生涯研修認定薬剤師認定基準（以下「本基準」という）は、神戸薬科大学生涯研修認定薬剤師制度に関する規程第4条第2項に定めるところにより、本基準を定める。

- 1 生涯研修認定薬剤師の初回認定に必要な単位数は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 4年以内に40単位以上修得するものとする。ただし、毎年5単位以上修得しなければならない
 - (2) 前号の単位のうち、本学が主催又は共催する事業において修得する単位数は、5単位以上とする
- 2 更新に必要な単位数は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 3年間で30単位以上修得するものとする。ただし、毎年5単位以上修得しなければならない
 - (2) 前号の単位のうち、本学が主催又は共催する事業において修得する単位数は、10単位以上とする
- 3 第1項第1号又は第2項第1号に掲げる年限内に出産、育児又は病気等、やむを得ない事由により受講できなかったと神戸薬科大学生涯研修事業委員会(以下「委員会」という)が認めた場合には、受講者はその期間分の延長を行うことができる
- 4 単位認定対象は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 認定研修プログラム
 - ア 卒後研修講座
 - イ リカレントセミナー
 - ウ 薬剤師実践塾
 - エ シンポジウム
 - オ 症例検討会
 - カ 薬科大学と臨床現場を繋ぐセミナー
 - キ 同窓会主催の研修会及び講演会
 - ク 昼夜間開講制大学院講義（聴講生を含む）
 - ケ 在宅研修システム（e-learning）
 - コ インターネット研修(同時配信による集合研修)
 - (2) 学会発表
 - (3) 論文発表
 - (4) 他の認証機関の実施事業及び神戸薬科大学エクステンションセンター(以下「センター」という)が認定した機関が行う研修事業並びにセンターが認める学会の学術事業
 - (5) その他、新規事業については委員会で審議する
- 4-2 委員会は、前項各号に掲げる単位認定対象であっても、その内容によっては、単位を認定しないことがある。
- 5 単位の基準は、次のとおりとする。ただし、学会発表及び論文発表は、新規申請時及び更新時で10単位までを認定する。

認定研修プログラム	受講時間	単位数	備考
講演会等	90分	1単位	演習・SGDを含む
実習、実践・実技等	120分	1単位	
在宅研修システム (e-learning)	90分	1単位	小テスト又はレポート
インターネット研修	90分	1単位	同時配信による集合研修を含む

学会発表		2単位	発表者
		1単位	共同発表者
論文発表		5単位	主著者
		2単位	共著者
その他、新規の事業			委員会で、単位数を決定する。

6 前項の単位修得は、同項において定めた単位のシールを貼付された薬剤師生涯研修履修手帳により確認する。

7 本基準の改正は、委員会及びエクステンションセンター事業統括委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

本基準は、2007年6月20日から施行する。

2008年8月5日改正（第5項）

2010年6月10日改正（第4、5項）

2012年4月16日改正（第5項）

2015年8月3日改正（第5項）

2018年4月26日改正